

岐阜市処理灰の売払いに関する要綱

平成22年2月17日決裁

平成28年10月14日決裁

令和5年2月14日決裁

令和5年5月15日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水汚泥焼却灰の資源化を図るため行う処理灰の売払いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「処理灰」とは、下水処理過程で生じた汚泥焼却灰から、灰アルカリ抽出法により回収されたリン酸カルシウムを除いた残渣であって、有価で売り払うものをいう。

(品質及び性状)

第3条 処理灰の品質及び性状は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 主成分 シリカ等
- (2) 有害成分 土壤環境基準（農用地に係る基準を除く。）以下
- (3) 性質 無機質及び下水臭なし
- (4) 形状 粉体及び褐色
- (5) 含水率 25パーセントから35パーセント程度

(売払い)

第4条 処理灰は、その買受けを希望する者（以下「買受希望人」という。）からの第7条第1項の規定による購入の申込み（以下「購入申込み」という。）に基づき売り払う。

(処理灰の用途)

第5条 処理灰は、次の各号のいずれかの用途で使用しなければならない。

- (1) 建設資材の原材料
- (2) 前号に掲げるもののほか、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が適切と認める用途

(処理灰の用途に係る確認申請等)

第6条 買受希望人は、その年度における最初の購入申込みをしようとするときは、処理灰の用途確認申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 買受希望人の事業内容が記載されたもの

(2) 次のア又はイに掲げる処理灰の用途に応じ、当該ア又はイに定めるもの

ア 前条第1号に掲げる用途 建設資材の名称及び用途が記載されたもの

イ 前条第2号に掲げる用途 処理灰の用途に応じ管理者が必要と認めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めるもの

2 管理者は、前項の規定による処理灰の用途に係る確認申請（以下「処理灰の用途確認申請」という。）があったときは、速やかにその内容を審査して決定し、その結果を処理灰の用途確認結果通知書（様式第2号）により買受希望人に通知するものとする。

3 前2項の規定は、処理灰の用途の変更について準用する。この場合において、買受希望人は、管理者が認めたときは、第1項第1号に掲げる書類の全部又は一部の提出を省略することができる。

4 前1項の規定による処理灰の用途確認申請については、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定を準用する。

（購入申込み）

第7条 買受希望人は、処理灰の購入を申し込むときは、処理灰購入申込書（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による購入申込みについては、条例第3条第1項の規定を準用する。

3 購入申込みは、処理灰の用途確認申請と併せて行うことができる。

（納品）

第8条 処理灰の納品は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 処理灰の納品場所は、岐阜市北部プラント（岐阜市西中島六丁目3番25号）場内とする。

(2) 処理灰の納品を行う日時及び数量は、事前に北部プラントと買受人が協議して決定するものとする。

(3) 前号の日時は、原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 処理灰の納品は、管理者が貸与するフレキシブルコンテナバッグにより行うものとする。

(5) 処理灰の積込み、運搬及び積降しは、買受人が行うものとする。

(6) 買受人は、トラック（北部プラントに入場できる大きさ及び重量のものに限る。）により処理灰の受け取りを行うものとする。

2 管理者は、処理灰を納品したときに、納品書（様式第4号）を発行するものとする。

3 買受人は、処理灰の納品が完了したときは、速やかに貸与されたフレキシブルコンテナバッグを管理者に返却しなければならない。

（売払いの条件）

第9条 処理灰の売払いの条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 買受人は、処理灰の成分が変動し、機械の故障等により処理灰の売払量が減少し、又は契約期間中に処理灰の納品が滞る場合であっても、管理者に対してこれに起因する損害の賠償を請求することはできない。
- (2) 処理灰の納品後は、買受人において処理灰の良好な管理及び保管を行うものとし、含水率の変化等の品質の変化については、買受人の責任において対応するものとする。
- (3) 買受人は、処理灰に隠れた瑕疵を発見したときは、処理灰の納品を受けた日から30日以内に限り、管理者に対し瑕疵のない処理灰との交換を請求することができる。
- (4) 前号に定めるもののほか、買受人は、処理灰に隠れた瑕疵が発見されたことに起因する損害の賠償を請求することはできない。

(代金の額)

第10条 代金は、管理者が別に定める処理灰1トン当たりの売払単価（消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税を含む。）に処理灰の重量（10キログラム未満の端数がある場合は、これを切り捨てた重量）を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(代金の支払)

第11条 代金は、毎月末日までに精算して、買受人に請求するものとする。

2 代金の支払期限は、処理灰を納品した日の属する月の翌月の末日とする。

(庶務)

第12条 処理灰の売払いに関する事務は、下水道施設課北部プラントにおいて処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

年 月 日

（あて先）岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

処理灰の用途確認申請書

今年度、購入を予定している処理灰の用途の確認について、以下のとおり申請します。

1 用途概要

項 目	内 容
用 途	
利用製品の販売実績 ^{※1}	
利用製品の規格、認定等 ^{※2}	
受 入 場 所 ^{※3}	

※1 販売実績がある場合は、記載する。

※2 規格、認定等がある場合は、記載する。

※3 複数ある場合は、受入数量が最も多いと見込まれる場所を記載する。

2 添付資料

(1) 買受希望人の事業内容が記載されたもの

(2) 処理灰の用途に関するもの

ア 処理灰を建設資材の原材料として使用する場合は、製品の名称及び用途が記載されたもの

イ ア以外の用途に使用する場合は、その用途に応じ岐阜市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるもの

(3) その他管理者が必要とするもの

処理灰の用途確認結果通知書

様

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

年 月 日付けで提出のありました処理灰の用途に係る確認の申請について、岐阜市処理灰の売払いに関する要綱第6条第2項の規定により下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 結果

申請の内容を審査した結果、処理灰の用途は、

- 適切と認めましたので、売払いを行います。
- 適切と認められなかったため、売払いを行いません。

（売り払わない理由）

2 留意事項

- (1) 処理灰の用途を変更する場合は、改めて処理灰の用途確認申請書（様式第1号）を提出してください。
- (2) 上記のほか、処理灰の売払いに係る一切の行為について、岐阜市処理灰の売払いに関する要綱の規定を遵守してください。

3 売払単価

1トン当たり 円（消費税及び地方消費税を含む。）

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

処理灰購入申込書

以下のとおり、処理灰の購入を申し込みます。

購入予定量（袋数又は概算重量）	
引取予定日（当月内）	

<h1 style="margin: 0;">納品書</h1>	年度 No. 灰 ー
---------------------------------	-------------------

様

岐阜市祈年町4丁目1番地
 岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
 上下水道事業部長

下記のとおり納品しました。

記

納入日 年 月 日

品名及び数量 処理灰 t (袋)

問合せ先
 〒502-0916
 岐阜市西中島6丁目3番25号
 岐阜市 北部プラント
 電話 058(232)1992

No.	荷口番号	出荷重量(kg)	No.	荷口番号	出荷重量(kg)	No.	荷口番号	出荷重量(kg)
1			9			17		
2			10			18		
3			11			19		
4			12			20		
5			13			21		
6			14			22		
7			15			23		
8			16			出荷量合計		